

入居申請にあたっての注意事項

- 当起業家支援施設の入居にあたっては、審査を行いますので、入居を許可できない場合もございますが、ご了承ください。
- 入居できた場合、最長で3年間（シェアオフィスの場合2年間）の入居となりますが、施設を出たあと、宇都宮市内に本社（事業拠点）を残していただくことが条件となります。
- 当起業家支援施設は経営マインドの育成を主としており、取引先や融資の紹介を行う機関ではありません。その点をご理解ください。
- 入居できた場合には、年次決算書や四半期ごとの決算書類を提出してもらい、個別にヒアリングを実施し、会社の経営状況を確認するとともに企業ごとの支援を行ってまいりますので、必要書類の提出等について、ご協力ください。
- 宇都宮ベンチャーズで実施している実践講座や講演会、交流サロンなどの定例事業に、積極的にご参加ください。